

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱 | 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱 |
| 制定 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号 最終改正 <u>令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3702 号</u> | 制定 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2304 号 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3550 号</u> |
| 第 1～第 9 [略] | 第 1～第 9 [略] |
| 第 10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、 <u>令和 7 年度</u> までとする。 | 第 10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、 <u>令和 2 年度</u> までとする。 |
| 第 11 [略] | 第 11 [略] |
| 第 12 災害償還助成事業 1・2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、 <u>令和 7 年度</u> までとする。 | 第 12 災害償還助成事業 1・2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、 <u>令和 2 年度</u> までとする。 |
| 第 13 [略] | 第 13 [略] |
| 第 14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、 <u>令和 7 年度</u> までとする。 2～4 [略] | 第 14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、 <u>令和 2 年度</u> までとする。 2～4 [略] |
| 第 15～第 22 [略] | 第 15～第 22 [略] |

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3702 号）

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。